

新潟市南区観光協会公式 SNS アンバサダー 募集要項

1 募集内容

新潟市南区の魅力を伝えるため、南区の魅力あふれる写真を Instagram で発信するアンバサダーを募集します。

2 応募方法

- ①新潟市南区観光協会 Instagram (@minamikukankou) をフォロー。
- ②新潟市かんたん申込にて、必要事項を入力して応募。
- ③当協会ではアンバサダーを選定のうえ、認定者のみにメールにて通知。

3 応募資格

- ・新潟市南区の魅力を積極的に発信できる方
 - ・新潟市南区観光協会公式アカウント (@minamikukankou) をフォローしている方
- ※南区外在住の方でもご応募いただけます。

4 応募期間

令和5年2月20日（月）～令和5年3月10日（金）

5 応募について

- ・応募をもって、当募集要項に同意したものとみなします。
- ・応募いただいた方の中から、当協会にてアンバサダーを選定させていただきます。応募いただいた方全員が認定されるわけではありませんので、予めご了承ください。
- ・非公開アカウントの場合や、当協会アカウントのフォローが解除された場合、応募無効となりますのでご注意ください。
- ・認定結果に関するお問い合わせはお受けしておりません。ご質問いただいても返答しかねますので、予めご了承ください。

6 活動内容

- ①新潟市南区の観光スポット、イベント、お祭り、グルメ、食べ物、景色、日常の1コマなど、南区の魅力が伝わる写真を「#みなみく SNS アンバサダー」を付けて、自らの Instagram アカウントで発信する。
 - ②当協会からメールで届く「お題」に基づいた写真を投稿する。
例)「迫力ある大風の魅力」、「幻の洋梨ル レクチェ」など
- ※お題等に基づいた投稿を行うかは任意です。投稿を強制するものではありません。

7 活動期間

令和5年4月1日（土）～令和6年2月29日（木）

（その後、自動更新となる場合があります。）

8 活動特典

アンバサダーへの謝礼等は発生しませんが、以下の特典があります。

- ①アンバサダーの Instagram アカウント名を当協会ホームページに掲載。
- ②自身のアカウントでの投稿の一部は、Facebook や Instagram の当協会アカウントでシェア・リポストして紹介。（シェア・リポストの際には、アカウント名を明記します。ただし、必ずしもシェア・リポストされるとは限りません。）
- ③当協会アカウントにシェア・リポストされた投稿数やお題達成数に応じて、南区の特産品をプレゼント。
- ④投稿した写真は、Instagram 以外でも当区の観光 PR のために二次利用する場合あり。

9 認定結果

令和5年3月24日（金）までに、認定者のみにメールにて通知

（申込時に入力していただいたメールアドレスあてに送信します。）

10 注意事項

・収集した個人情報は、本事業以外の目的で利用しません。ただし、アカウント名のみ公開させていただきます。

・本アンバサダーに関する投稿内容は以下①から④が含まれていないものに限りません。

- ①公序良俗に反するもの
- ②法令等に反するもの
- ③三者を誹謗中傷するもの
- ④その他当協会が不適当と認めるもの

投稿によって生じたいかなる損害であっても、当協会は一切の責任を負いません。

これらに違反した場合、アンバサダー認定を取り消す場合があります。

・アンバサダーとして投稿する写真等については、肖像権や著作権を損害しないもので、かつ、当協会アカウントによるシェア・リポストのほか、観光 PR 等で二次利用することを承認しているものに限りません。その他、写真の元データの提出をお願いする場合があります。

・当事業は、Instagram 社の提供・協賛によるものではありません。そのため、応募者、閲覧者を含む全てのユーザーは Instagram 利用規約を遵守する必要があります。

また、Instagram 社のサービスに関するトラブルについては、当協会は責任を負いません。

- ・ 当事業の内容につきましては、変更となる場合があります。予めご了承ください。